

資料 2 第 1 回検討委員会以降の意見等

【食習慣に係る意見等】

1 食事について

意見等	現状認識
①（阿部委員からの意見等） 朝食を毎日食べる児童生徒や主菜，副菜を摂る割合が減少傾向にあるのは残念である。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の主菜，副菜を摂る割合が増加傾向にあり，小学校での食に関する指導の成果が表れてきていると認識している。 ・家庭へのはたらきかけについては，今後も課題であると認識している。 ・国の指針（内閣府「第 3 次食育推進基本計画」）において，朝食摂取率を 100% に近づけることを目標としている。本市としても，児童生徒の健やかな体の育成のために朝食の摂取率は，今後も 100% を目標としていきたい。 ・「毎日食べる」と回答している児童生徒の割合を維持するためにも，全体への取組を大切にしてきた。今後「毎日食べる」と回答しなかった児童生徒への施策の必要性について検討していきたい。
②（郷家委員からの意見等） 朝食の中身についても考えるべきだ。	
③（松本委員からの検討委員会後の意見等） 朝食の摂取率をこれ以上 100% に近づけるのは難しい。「毎日食べる」と回答しなかった児童生徒に学校を通してヒアリングし，状況等に応じた施策を検討する必要がある。場合によっては，他局等との連携が必要だと思う。または，目標の変更や修正も検討の余地があると思う。	

2 生活習慣との関係について

意見等	現状認識
①（阿部委員からの意見等） 夜遅くまでゲームや SNS やゲームをする割合も増加傾向にある。睡眠不足で起きるのが辛くなり，朝食を食べずに出かけてしまうことが推測される。	・スマートフォン等の普及によるメディア接触時間の増加に伴い，睡眠時間が減少する等の生活習慣の乱れが，朝食の摂取率の減少に影響しているものと認識している。
②（金淵委員からの意見等） 夕飯の時間帯の遅れが，朝食を食べられないことに繋がっている。	・適切な食事の摂取時刻等を含め，生活習慣を見直す指導や家庭への啓発が必要である。

3 食物アレルギーについて

意見等	現状認識
①（保角委員からの意見等） 平成 25 年度から約 500 名ずつ食物アレルギーを有する児童生徒が増加している原因を知りたい。	・児童生徒の生活スタイルも変化しており，様々な生活環境の中で，体質面や後天的な要因等多々あると思うが，まだ明確な原因特定には至っていない。

<p>②（郷家委員からの意見等） エピペンを所持する児童生徒数はどれくらいか。</p>	<p>・エピペンの所有者約270名、過去にアナフィラシキーショックを起こしたことがある児童生徒約350名。エピペン所有者は、毎年増加傾向にある。</p>
---	--

【生活習慣に係る意見等】

意見等	現状認識
<p>①（松本委員からの検討委員会後の意見等） 肥満度20%以上の児童生徒の割合は、中学生は部活動の影響が大きいと感じる。中1から中2にかけて肥満度が減少する傾向がある。これまで同様に、小学生の運動習慣が課題だと思う。</p>	<p>・肥満児童の出現率については、児童の運動習慣・食習慣及び生活習慣と密接な関係があると認識している。</p>

【運動習慣に係る意見等】

意見等	現状認識
<p>①（中山委員からの意見等） （直線的に）雑巾がけをさせない理由は、歯を折るから。遊具はけがをしたら撤去するなど、危ない物を撤去により危機を体験することがない。</p>	<p>・けがが発生した場合は、原因を調査し、児童生徒の実態にそぐわないと判断されたものについては、適宜検討されている。</p>
<p>②（松本委員からの意見等） 自校（郡山中学校）の運動器検診では、約2割の生徒にチェックがついており、一番多かった項目はO脚である。他に「しゃがみこみできない」が多く、その生徒は足首が固い。</p>	<p>・今年度初めに、学校体育と連携し、有効な運動事例を医師会の協力の下に作成し、全児童に配布した。今後も課題と認識している。</p>
<p>③（津久井副委員長からの検討委員会後の意見等） 子どもたちの発達には、幼少期の支援・指導・習慣等が重要である。特に、運動の基礎となる神経系の発達は小学校低学年までに急速に発達するため、保育所・幼稚園・未就学児の家庭との連携を図る取組なども考えてはどうか。</p>	<p>・幼少期の支援等についてどのような方法があるか検討委員会に諮る。</p>

【全習慣の検証に係る意見等】

意見等	現状認識
<p>①（津久井副委員長からの検討委員会後の意見等） 今回の検証は、毎年その年度の小学5年生と中学2年生を対象としているが、それぞれの学年の追跡調査により、同じ対象の児童生徒の5年間の変化を検証することはできないだろうか。</p>	<p>・検証方法の一つとして、検討委員会に諮る。</p>

例) H29年度小学1年生児童 → H33年度小学5年生児童 等